大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会第1回設備部会

《効果検証の結果と取組方針》(道路設備)

大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会 設備部会

4. 現計画に基づく維持管理手法の検証

4-1 効果検証シート《道路設備》

◆大阪府都市基盤施設長寿命化計画 行動計画の効果の検証

I. 効率的・効果的な維持管理の推進

			评価(○or△or×)		
NO.	項目	A. 実施状況	B.実施評価	C.将来(10年 後)の運用	
1	維持管理業務フロー	Δ	\bigcirc	0	
2	点検業務の充実	0		0	
3	点検、診断・評価対策実施のフロー	0		0	
4	定期点検を含む点検業務のフロー	Δ		0	
5	点検業務の実施主体および実施頻度	0		0	
6	健全度評価基準および健全度判定要領	0		0	
7	維持管理手法の選定フロー	0	\bigcirc	0	
8	維持管理手法	0	\bigcirc	0	
9	維持管理水準の設定	0	\bigcirc	0	
10	考慮すべき視点と更新・改築判定フロー	0	\bigcirc	0	
11)	設備の寿命の考え方	0	Δ	Δ	
12	重点化指標・優先順位の考え方	0	\circ	0	
13	日常的な維持管理の着実な実践	0	\circ	0	
<u>1</u> 4)	データの蓄積管理	Δ	O	Δ	
15	維持管理を見通した新設工事上の工夫	0		0	
16	新たな技術、材料、工法の活用と促進策	0		0	

Ⅱ. 持続可能な維持管理の仕組みづくり

		評価	(Oor∆or×)	
NO.	項目	A. 実施状況	B. 実施評価	C.将来(10年 後)の運用
17)	人材育成と確保、技術力の向上と継承	0	0	Δ
18	入札契約制度の改善	0	0	0

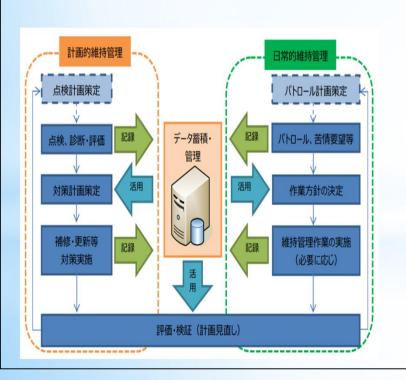
I. 効率的·効果的な維持管理の推進

4-2 ①維持管理業務フロー《道路設備》

【現計画の記載内容】

日常的な維持管理を着実に実践するとともに、計画的な維持 管理による道路施設の長寿命化を基本としつつ、更新時期に ついても的確に見極めていく等、効率的・効果的な維持管理 を推進する。

致命的な不具合を見逃さない安全性の視点と、施設の長寿命化を図るための確実性の視点を踏まえた手法を導入する。



【検証】

【課題】

・メンテ委託の点検結果を土木職の職員が確認しているため、設備にかかわる専門的な知識と経験の不足により、点検結果を作業方針の決定や対策計画の策定、計画の見直しに十分に活用できていない。

【取組方針】

・メンテ委託による点検の積極的な立会や維持管 理研修のさらなる充実により、技術力の向上を 図る。

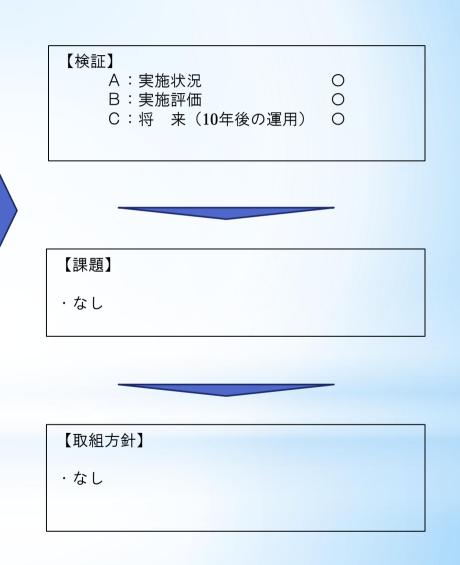
Ⅰ. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 ②点検業務の充実《道路設備》

【現計画の記載内容】

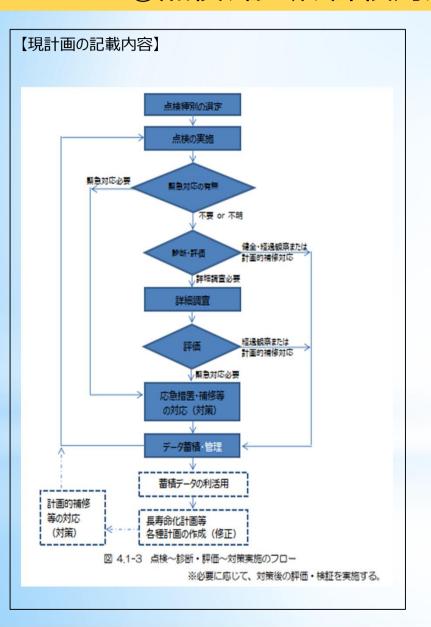
点検業務(点検、診断・評価)は、「施設の現状を把握し、不具合の早期発見、適切な処置により、利用者および第三者への安全を確保すること」および「点検データ(基礎資料)を蓄積し、点検の充実や予防保全対策の拡充、計画的な補修や更新時期の最適化など効率的・効果的な維持管理・更新につなげること」の視点で充実を図る。

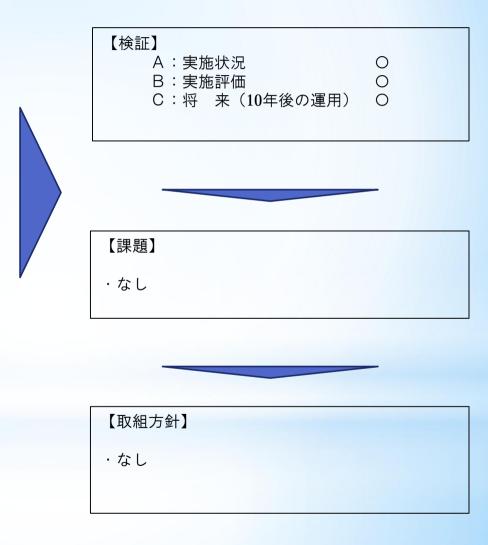




I. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 ③点検、診断、評価対策実施のフロー《道路設備》



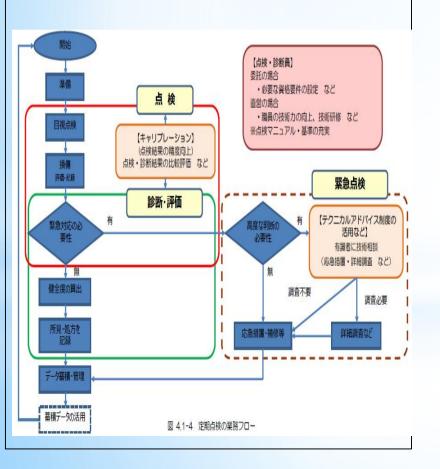


Ⅰ. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 ④定期点検を含む点検業務のフロー《道路設備》

【現計画の記載内容】

点検業務のうち、定期点検については、特に計画的維持管理に資するものであり、以下のフローに沿って実施する。



【検証】

A:実施状況 △ B:実施評価 ○ C:将 来(**10**年後の運用) ○

【課題】

・土木職の職員が、点検結果の確認を行っており、 キャリブレーションを行うための専門的な知識 の向上が必要である。

【取組方針】

・メンテ委託による点検の積極的な立会や維持管 理研修のさらなる充実により、技術力の向上を 図る。

I. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 ⑤点検業務の実施主体および実施頻度《道路設備》

【現計画の記載内容】

表 4.1-4 点検種別ごとの体制と頻度

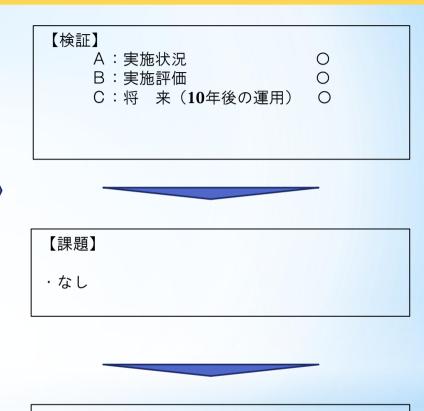
	定期的					臨時的*2		
施設	日常点検®I	簡易点検		定期点検		緊急	亞記8寺	詳細
	(V, FD-Y)	体制	頻度	体制	頻度	点検	点検	点検
橋梁	0	0	1年	•	5年	0	0	•
トンネル	0	0	1年	•	5年	0	0	•
舗装	0			•	3年	0	0	•
Co 構造物(擁壁、BOX)	0			•	5年	0	0	•
Co構造物(共同溝)		事業者		•	5年	0	0	•
橫断歩道橋	0	0	1年	•	5年	0	0	•
道路法面	0	0	1年	•	5年	0	0	•
排水施設(側溝、集水桝)	0					0	0	
交通安全施設(道路照明 灯、案内標識、道路情報 提供装置、防護柵)	0			● \$3	5年	0	0	•
モノレール(橋脚、軌道 桁)	運行 管理者			•		運行 管理者		•
駐車場	指定 管理者					指定 管理者		•
街路樹	0					0		•
道路関連設備	0			•	1年	•		•

【補足】体制は主に行っている実施主体を記載しており、これによらない場合もある。

- ※1 日常点検の頻度は当該路線により異なり、交通量2万台/日以上の路線では週2回、それ以外では週1回の頻度で実施。
- ※2 臨時的に行う緊急点検等は必要に応じて随意実施。
- ※3 定期点検は門型標識、門型道路情報提供装置のみ実施。

表 4.1-165 点検、診断・評価の資格要件の例

対象設備	法令名	頻度	必要資格
受変電設備	電気事業法第42条及び保安規程	1回/年	電気主任技術者
消防設備	労働安全衛生法41条	1回/年	消防設備点検資格者
昇降機設備	建築基準法第12条台4項	1回/月	昇降機検査資格者



・なし

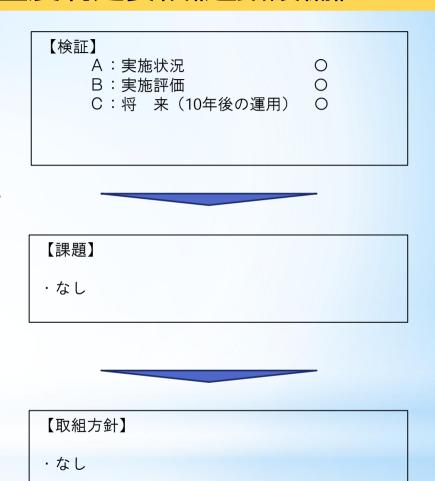
I. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 ⑥健全度評価基準および健全度判定要領《道路設備》

【現計画の記載内容】

农 4.2 4 是四万封他成功能过后迁于山汉以后迁小学以政队	表 4.2-4	道路分野施設の維持管理手法及び管理水準の設	定
--------------------------------	---------	-----------------------	---

施設等	維持管理手法	目標管理水準	限界管理水準
橋梁	橋梁 予測計画		健全度 O (橋梁本体の機能を 脅かすものではない。)
トンネル	状態監視	Bランク	AA ランク
舗装	予測計画	MCI5	MCI3
Co構造物	状態監視	Bランク	AA ランク
横断歩道橋	状態監視+時間計画	ランク2	ランク1
道路法面	状態監視	要対策無	_
排水施設	状態監視	不具合無	_
モノレール	予測計画	健全度C	健全度A
交通安全施設	状態監視+時間計画	不具合無	_
道路関連設備	状態監視+時間計画	不具合無	_



Ⅰ. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 ⑦維持管理手法の選定フロー《道路設備》

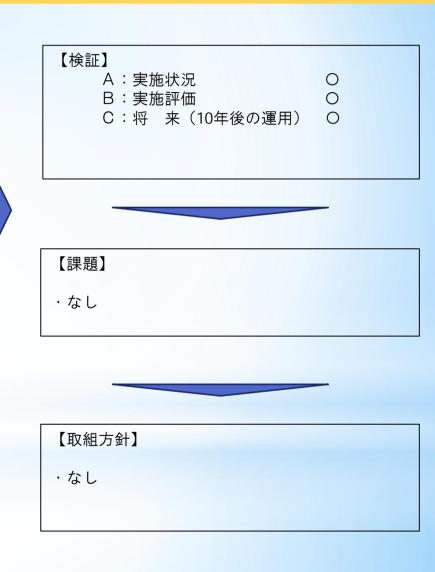
【現計画の記載内容】

維持管理手法の選定については、「事後保全型」若しくは「予防保全型」を設定する。

「予防保全型」の維持管理を設定した場合は、劣化予測の難易度、 点検データなどの蓄積状況、施設の安全性・信頼性などから「時間計 画」、

「状態監視」「予測計画」を設定することを基本とする。





I. 効率的·効果的な維持管理の推進

4-2 ⑧維持管理手法《道路設備》

【現計画の記載内容】

○排水ポン機等機戒設備

道路施設の機能保全に支障となる設備の劣化や損傷を未然に防止するため、日常的な維持保全(清掃・保守・部品交換等の修繕など)に加え、日常点検や定期点検により定期的に劣化損傷度(健全度など)を調査し、時間計画的に更新を実施する。

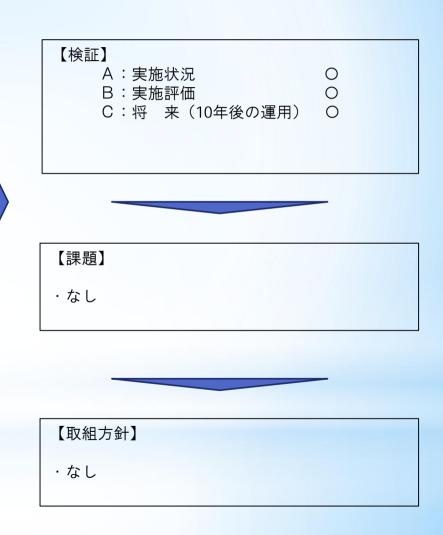
○受変電設備等電気設備

電気設備は設備の信頼性から定期的に更新を行う時間計画型を基本とする。

また、予算制約等により、耐用年数を超過した設備については特に部品確保に努めるなどの対策をとり、リスク低減に努める。

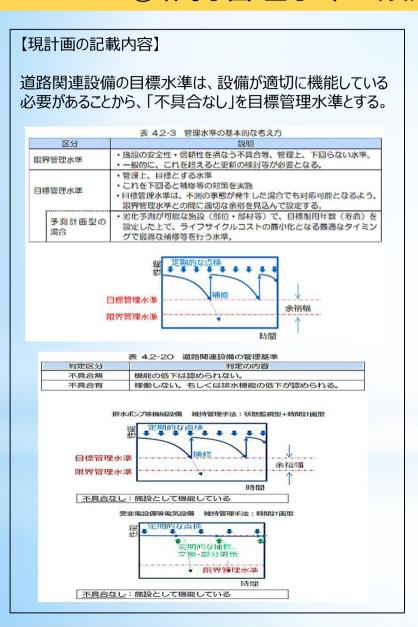
表 4.2-18 道路関連設備の維持管理手法

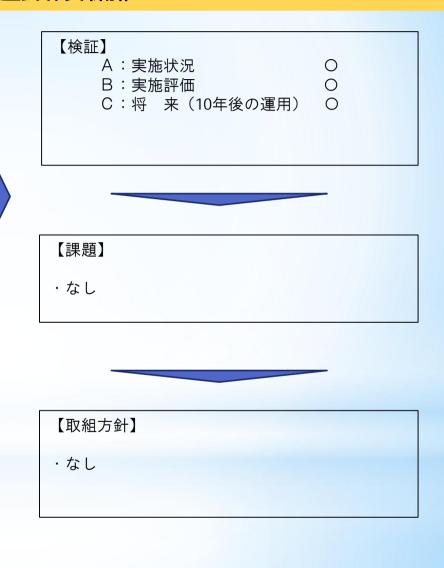
	維持管理手法の選定						
設備	事後厄合	予防保全					
	事後保全	時間計画型	状態監視型	予測計画型			
排水ポンプ設備		(●)	•				
トンネル換気設備		(()	•				
受変電設備		•					
昇降設備			•				



I. 効率的・効果的な維持管理の推進

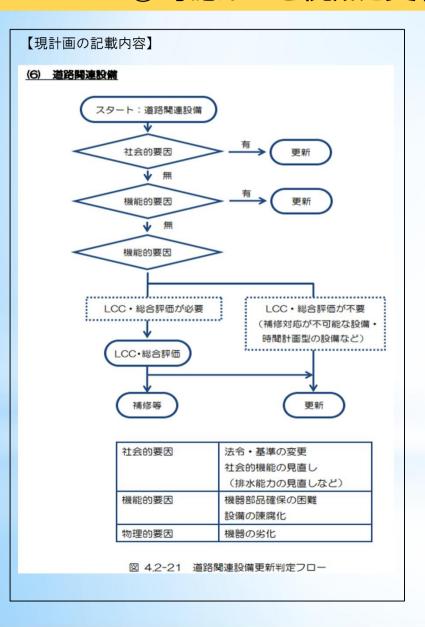
4-2 9維持管理水準の設定《道路設備》

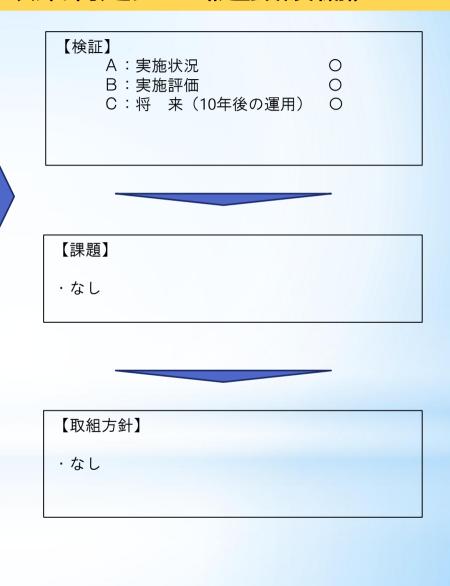




Ⅰ. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 ⑩考慮すべき視点と更新・改築判定フロー《道路設備》





I. 効率的·効果的な維持管理の推進

4-2 ⑪設備の寿命の考え方《道路設備》

【現計画の記載内容】

表 42-19 道路関連設備の寿命の考え方

=0.22	寿命の考え方(単位:年)						
設備	公会計上	国の基準等	使用実績	目標寿命			
排水ポンプ設備	20	15	15~20	20			
トンネル換気設備	15	15	_	15			
受変電設備	17	18~22	22	25%			
昇降設備	17	17	23	一般用:30%			

公会計上: 公会計上で定められた寿命

国の基準等: 国がさだめるマニュアル等によって設定されている取

替年数

使用実績: 府が管理する設備の実績を基に設定した寿命

目標寿命 : 府が管理する設備で目標とする寿命

【検証】

A:実施状況 ○ B:実施評価 △ C:将 来(**10**年後の運用) △

【課題】

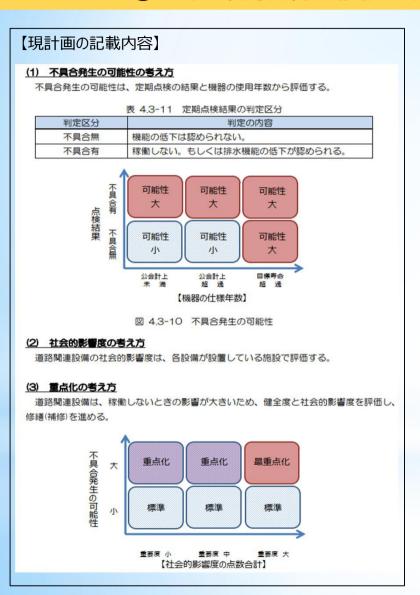
・同じ設備分類内で、寿命が異なるものが存在するが、類 似設備の年数設定を参考に管理をしているものがある。

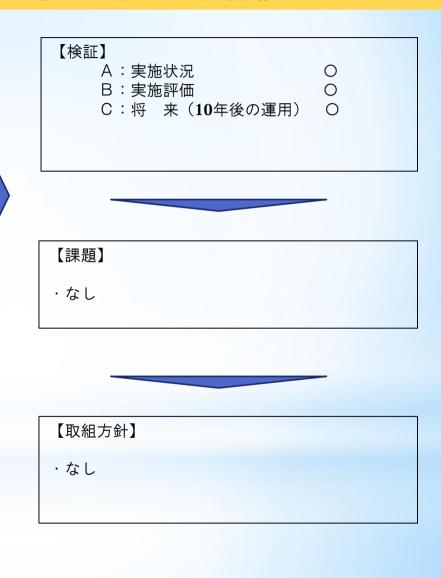
【取組方針】

・設備分類を細分化、追加することで、より適切な目標寿 命の設定を行うなど、更に効率的・効果的な維持管理を 目指す。

I. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 迎重点化指標・優先順位の考え方《道路設備》





Ⅰ. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 ⑬日常的な維持管理の着実な実践《道路設備》

【現計画の記載内容】

日常的な維持管理において、施設を常に良好な状態に保つよう、施設の状態を的確に把握し、施設不具合の早期発見、早期対応や緊急的・突発的な事案、苦情・要望事項等への迅速な対応不法・不正行為の防止に努め、府民の安全・安心の確保はもとより、府民サービスの向上など、これらの取組を引き続き着実に実施する。また、「劣化・損傷の原因を排除する」視点で、施設の適正利用

(例:大型車の通行適正化や施設清掃などきめ細やかな維持管理作業等、施設の長寿命化に資する取組についても実践する。

表 4.1-4 点検種別ごとの体制と頻度

		定	明的				臨時的82	
施設	日常点検**1	簡易点検		定期点検		緊急	臨時	詳細
	(N, PO-N)	体制	頻度	体制	頻度	点検	点検	点検
橋梁	0	0	1年	•	5年	0	0	•
トンネル	0	0	1年	•	5年	0	0	•
舗装	0			•	3年	0	0	•
Co構造物(擁壁、BOX)	0			•	5年	0	0	•
Co構造物(共同溝)		事業者		•	5年	0	0	•
横断歩道橋	0	0	1年	•	5年	0	0	•
道路法面	0	0	1年	•	5年	0	0	•
排水施設(側溝、集水桝)	0					0	0	
交通安全施設(道路照明 灯、案内標識、道路情報 提供装置、防護柵)	0			•03	5年	0	0	•
モノレール(橋脚、軌道 桁)	運行 管理者			•		運行 管理者		•
駐車場	指定 管理者					指定 管理者		•
往行28.抽1	0					0		•
道路關連設備	0			•	1 年	•		•

【補足】体制は主に行っている実施主体を記載しており、これによらない場合もある。

【検証】 A:実施状況 B:実施評価 C:将 来(10年後の運用)
【課題】
・なし
【 hp 40 十 41 】
【取組方針】
・なし

^{※1} 日常点検の頻度は当該路線により異なり、交通量2万台/日以上の路線では週2回、それ以外では週1回の頻度で実施

^{※2} 臨時的に行う緊急点検等は必要に応じて随意実施。
※3 定期点検は門型標識、門型道路情報提供装置のみ実施。

I. 効率的·効果的な維持管理の推進

4-2 ⑭データの蓄積管理《道路設備》

【現計画の記載内容】

日常的な維持管理のパトロールや苦情・要望、維持管理作業等データの蓄積・管理は、以下の「大阪府建設 CALS システム」に職員が登録し、一元管理する。

「大阪府建設 CALS システム」は複数のサブシステムから成り、維持管理業務においては、下記に示す2つのサブシステムの利用を基本とする。

1) 維持管理サブシステム

維持管理サブシステムは、GIS を活用し、点検・パトロール、苦情・要望管理、点検・補修履歴管理等、公共事業ライフサイクルにおける維持管理に関する情報管理や業務支援を行うものである。 維持管理サブシステムの適用範囲を下表に示す。

表 4.4-4 維持管理サブシステムの適用範囲

項目	項 目 内 容			
適用フェーズ	苦情·要望処理	苦情・要望受付、現地状況の確認、 対応指示		
および作業	パトロール	パトロール計画、パトロール実施、 維持管理報告		
ユーザ	都市整備部職員			

2) 台帳管理サブシステム

台帳管理サブシステムは、公共事業ライフサイクルにおける業務全般 に関する情報(文書・データ等)の台帳管理を実現するものである。 台帳管理サブシステムの適用範囲を下表に示す。

表 4.4-5 台帳管理サプシステムの適用範囲

項目	内容				
	調査・計画フェーズ (調査/照会)	統計情報、保守・修繕履歴の参照支援			
適用フェーズ および作業	工事施工フェーズ	工事完了後の管理台帳作成支援			
	維持管理フェーズ (バトロール)	バトロール計画立案支援、報告書作成支援			
	維持管理フェーズ (要望処理)	要望受付支援、報告書作成支援			
ユーザ	都市整備部職員				
業務系統	土木系				

【検証】

A:実施状況 △ B:実施評価 ○ C:将 来(**10**年後の運用) △

【課題】

- ・点検結果が紙による管理で、電子化できていな いものがある。
- ・点検データの活用が十分にできていない。

【取組方針】

- ・メンテ委託で実施している点検(月点検、年点 検等)の結果について、計測値の電子化を図る。
- ・蓄積データを傾向管理などに利用し、充実を図る。

Ⅰ. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 ⑤維持管理を見通した新設工事上の工夫《道路設備》

【現計画の記載内容】

4.5 維持管理を見通した新設工事上の工夫

建設および補修・補強の計画、設計等の段階において、最小限の維持管理でこれまで以上に施設の長寿命化が実現できる構造・工法等を検討し、ライフサイクルコストの縮減を図る。また、長寿命化やコスト縮減のための工夫に関する情報を共有化するとともに、その中で、効率性に優れているものや高い効果が得られるものの中で、汎用性の高いもの等については、各施設で標準化を検討する。

以下に事例を列記する。

- 不可視部分を極力減らすため橋梁検査路の設置を検討する。
- 点検や補修が容易にできるよう維持管理しやすい構造を採用する。
- 橋面舗装については、床版防水工を確実に実施する。
- コンクリート構造物、コンクリート橋(桁)への水の侵入を防ぎ、塩害・凍害・アルカリシリカ反応等の劣化要因から保護するため、シラン系等含湯材の塗布を検討する。
- 鋼橋の腐食対策のため、下フランジや桁端部の増し塗りを継続して実施する。
- 重交通路線については、改質アスファルトⅢ型を採用し高耐久舗装を実施する。
- LED道路照明の採用を継続して実施する。
- 橋梁支点部の長寿命化対策として、詳細設計業務を行うものについては、下記の対策を実施する。
- (a) 中縮装置からの漏水防止対策として、非排水型の伸縮装置を採用する。
- (b) 橋座面の滞水防止対策として、橋座部には排水勾配を設置、排水溝と排水管を設置する。
- (c) 桁端部の湿潤防止対策として、支承台座を高くとり、漏水の排水性・通風性を向上させる。
- (d)維持管理の作業空間対策として、パラペットと桁端部との空間を確保し、支承交換作業等 の作業性を向上させる。
- (e) 予防保全対策として、桁端部の塗装仕様を重防食塗装とし、鋼材の耐食性を向上させる。

【検証】 A:実施状況 B:実施評価 C:将 来(10年後の運用)	0 0 0
	_
【課題】	
・なし	
【取組方針】	
・なし	

Ⅰ. 効率的・効果的な維持管理の推進

4-2 ⑯新たな技術、材料、工法の活用と促進策《道路設備》

【現計画の記載内容】

4.6 新たな技術、材料、工法の活用と促進策

今後の道路施設の維持管理では、新たな技術、材料、工法等を積極的に取り入れ、活用していくことが、より効率的・効果的に推進していく方策のひとつであると考えられる。しかしながら、それらの導入においては、工法等の選定や効果の確認、契約手続きなどの課題がある。

それらも踏まえ、まずは、点検業務等において、維持管理・更新の課題解決に寄与すると考えられる技術等(例えば、不可視部分の点検など)を選定し、選定した技術等については試行的に実践するなど、その効率性や確実性等を確認した上で、都市整備部全体で情報共有を図るとともに、有用な技術等については事業管理室および交通道路室が連携し、その活用策を検討する。

また、それらの評価にあたっては、大学等の連携するなどにより、客観的な技術評価ができる仕組みを検討する。

なお、道路分野で求められる技術としては以下の分野が考えられる。

- ① 点検・診断・モニタリングの効率化技術(不可視部分の点検)
- ② 建設時、更新時に構造物の長寿命化を促進する技術
- ③ 既設構造物の長寿命化を図る補修・補強技術
- ④ 維持管理に係るライフサイクルコストを縮減する技術
- ⑤ 既設構造物の維持管理を支援するシステム技術

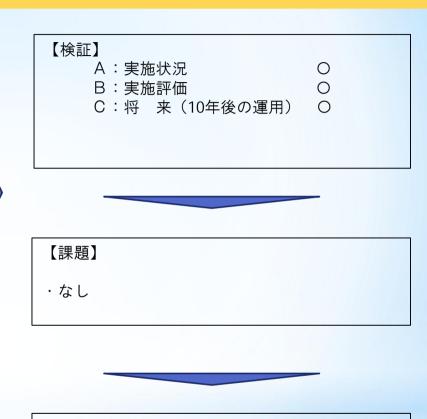
以下に点検および施工における課題と確認すべき事項について示す。

表 4.6-1 適用が考えられる点検調査に関する新技術(例)

現場におけるニーズ	適用可能な技術例(確認すべき事項)
道路路面下の空洞調査	走行型レーダー計測 (精度、コスト、適用条件)
トンネル相対変位測定	走行型トンネル計測(画像+レーザー) (精度、コスト、適用条件、必要性)
PC 橋梁の PC ケーブル調査	振動法、磁 歪 法 (手法、適用条件、効果)

表 46-2 適用が考えられる補修・補強・更新に関する新技術(例)

現場におけるニーズ	適用可能な技術例 (確認すべき事項)	
小規模橋梁の簡易な架け替え工法 自己治癒材料、繊維系強化材料(FRP)、溶接性 の優れた高強度鋼材、厳しい腐食環境に適用できる 耐食鋼材など、一層の耐久性向上とライフサイクル コスト低減を目指した新材料	●維持管理が簡便 ●コストが安い ●要求性能の長期安定性 ●高信頼性 ●高耐久性	
施工機械が入ることができない狭隘な空間や高所 での施工技術、急速施工に対応した技術	●短工期性	



【取組方針】

・なし

Ⅱ. 持続可能な維持管理の仕組みづくり

4-2 ①人材育成と確保、技術力の向上と継承《道路設備》

【現計画の記載内容】

基本的な考え方 大阪府技術職員には、施設の管理者として、 現場の最前線に立ち、施設を良好に保つとともに 不具合をいち 早く察知、対処するなど府民の安全を確保する責務を果たすこと や効率的・効果的 に維持管理を進めていく上で、専門的な知識 を備え、豊富な現場経験と一定の技術的知見などに 基づいた適 切な評価・判断を行うことができる高度な施設管理のマネジメント 力が必要である。そのため、技術職員の人材育成および確保、 技術力の向上と蓄積された技術の継承ができる持続 可能な仕 組みの構築を目指す。

【検証】

A:実施状況 OB:実施評価 OC:将 来(**10**年後の運用) **Δ**

【課題】

・職員が減少し、個人が担う業務量が増えること が懸念され、技術の継承に必要な時間が十分に 確保できない。

【取組方針】

・『具体的な取組内容』を継続し技術力を維持しつつ、デジタル技術の活用(※)による省力化などにより、必要な時間の確保を行う。

※別途、「第1回審議会 委員からの意見」にて整理

Ⅱ. 持続可能な維持管理の仕組みづくり

4-2 ⑬入札契約制度の改善《道路設備》

【現計画の記載内容】

(2) 機械・電気設備の維持管理業務の実施

1) 基本認識

1 空工会会 機械・電気投機は、これらが検索してはじめてその機能を発達するものであり、いつで も特徴できる状態に保つような維持管理が必要である。そのためには、効率的・効果的な 維持管理を持続して行える実施や制が重要であり、維持管理業務の一部を外部表託して行 カニとも機能する。

また、設備点検では点検項日を予め定めていたとしても、実際に点検を行う者により、 点検に対する現点(基準)が変わることがあり、点検癌腫の適切な評価を行えないことが 指かされる。そのため、血検薬物の機能性を考慮した性細とも必要である。

したがって、機械・電気設備における維持管理業務では、業務内容等に合わせた実施体 制を整理した上で、高級な技術、特殊な技術が必要な業務には特定する企業と随意契約を 行うなど、外部委託する場合の契約手法について検討する。

2) 基本的な考え方

機械・電気設備の適切な維持管理を持続的に行っていくには、これら維持管理を適切に 実施する実施体制が重要であり、その基本的な考え方を以下に示す。

a) 維持管理業務の実施体制

維持管理業務は、大阪府服員自ら実施する方法と点核業者等へ外部豊託して実施する方 法があり、各々事業特性、業務内資に施じて実施する。

なかでも、点構要有等へ外部を託する場合には、 要託する側の契約手法の工夫や異務の 健実性・経療性の視点から、点検業者等が責任を持って、実施できるような仕組みを掲挙 する。

b) 外部零託の契約手法

般備の維持管理業務においては、各般側の溝涌、機械設備等への給認などの比較的簡 場な業務から、分解整備等の技術的に高度な業務にいたるまで、幅広いものとなってい る。

そのため、これら維持管理策器を外部委託する場合には、業務内容に応じた点検業者 等の拡圧を通切に行うことが必要である。特に、指揮罪事、特性点検、設保の分解整保 等といった業務においては、これら段階会製作したときの設計問題や非常に高度な知識 が必要であると考えられ、製作会対等への誘題解紛れよる場所を行う。

また、競争入札にて蒙省選定を行う場合、蒙驁の継続性等から、ある一定期間継続し て製約を行うことは、特種可能な維持管理体制として有効な手法と言える。

表 5.3 1 維持管理費業務の内容に応じた契約手法例

業務項目		業務内容	製船手法
保守解院	00日世メンテナ シス	保守等務(月点機・平点機) 機器清掃、給脂、簡悪血液、簡悪修繕、 動作確認など	一般級爭入扎
	②15殊メンテナ ンス	15株保守業務 精密点検、オーバーホールなど	(海経性会社への) 特別(直線が経り
26年 46年 275	(3)土 磁板派 (特殊機器)	機器の補体業務 システム機能の補係、特殊機能の補係 など	製作会社への) 特命結果契約
	(利用機器)	機器の前修業務 消耗部品の交換、汎用機器の取替など	一般競爭入和

以下に外部発注する場合の服態点を示す。

必要な締括内容等を整理、検討する。
 業務内容に応じた業者選定(契約手法)を選択する。

3 点核の複談性を告慮し、長期端談談談を検討する。 ただし、特殊協憲契約を選択する場合においては、乗務内台を整理し、特定省に要託 せざる得致いことを禁患者に認め行えるようにしておく。

3) 維持管理業務の継続性

設備の報告等に関係されて、設備を設備してからの出版状況(結果)やこれまでの解析な この実施課券で課券した。下では1741、財政学の状況を下面に実施することがで選択した のである。そのため、維持管理業務に終りる例は、維持管理業務に対する機構性を実に 数据するとされた。2007年とからに、電子を

- 意識するとともに、次のようか点に蓄意する。 ・機能の損傷、不興合などが発生した場合、製作会社への調査等を積極的に行い、損傷、 不以合になった製肉を可能な限り労困し、炎への対象に発用していく。
- ・機器の損傷、不異合などの情報は、都市整備部内の同様な業務に携わる者と共有できるようにも、活用していく。
- 点接業務においては、点接表等により点接の資が走まっていても、実際に点接を実施する点接表が異なるに点検に対する相点(不準)が異なることがあることに注意する。
 例)振動浴との場合。

- ・高標に対する時間(参学)が異なって取得した高模的業ナーンは、ナーツの趣味性を与えると、意味の無い使用できないデータとなってしまうことがあるため注意する。 また、継続性の視点から、外部整計する業務では、以下の点にも留意する。
- ・血核に対する視点(基準)を含め、点核内容、点核内容について、十分理解しておく必要がある。・維持物理和当者が容更となる場合は、点核業者と一緒に、点核内容、点核方法の引き継
- ・ 点検の継続性を考慮し、長期継続契約を検討する。

【検証】

A:実施状況 B:実施評価

C:将 来(10年後の運用) O

【課題】

・なし

【取組方針】

・なし

4-3 現計画における課題《道路設備》

◆検証結果に基づく課題と取組方針

NO.	項目	課題	取組方針
1	維持管理業務フロー	メンテ委託の点検結果を土木職の職員が確認しているため、設備にかかわる専門的な知識と経験の不足により、点検結果を作業方針の決定や対策計画の策定、計画の見直しに十分に活用できていない。	メンテ委託による点検の積極的な立会や維持管理研修 のさらなる充実により、技術力の向上を図る。
4	定期点検を含む点検業 務のフロー	土木職の職員が、点検結果の確認を行っており、 キャリブレーションを行うための専門的な知識 の向上が必要である。	メンテ委託による点検の積極的な立会や維持管理研修 のさらなる充実により、技術力の向上を図る。
(1)	設備の寿命の考え方	同じ設備分類内で、寿命が異なるものが存在するが、 類似設備の年数設定を参考に管理をしているものが ある。	設備分類を細分化、追加することで、より適切な目標寿 命の設定を行うなど、更に効率的・効果的な維持管理を 目指す。
(14)	データの蓄積管理	・点検結果が紙による管理で、電子化できていないものがある。 ・点検データの活用が十分にできていない。	・メンテ委託にて実施している点検(月点検、年点検等)の結果について、計測値の電子化を図る。 ・データ蓄積による傾向管理などに利用し、充実を図る。
17)	人材育成と確保、技術 力の向上と継承	職員が減少し、個人が担う業務量が増えること が懸念され、技術の継承に必要な時間が十分に 確保できない。	『具体的な取組内容』を継続し技術力を維持しつつ、デジタル技術の活用(※)による省力化などにより、必要な時間の確保を行う。 ※別途、「第1回審議会 委員からの意見」にて整理